

# 定 款

大井電気株式会社

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、大井電気株式会社と称する。英文では、Oi Electric Co.,Ltd. と表示する。

(所 在 地)

第 2 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種通信機器、測定器ならびに部品の製造および販売。
2. 各種通信機器、測定器の修理および据付工事。
3. 前記の目的に関連する事業の経営。
4. 前各項に付帯する一切の業務。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は 548 万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式

の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主の権利行使に際しての手續等および手数料は、法令または定款で定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 当会社の株主総会は当会社の本店所在地もしくはその隣接地において開催する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した

当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- ③ 当会社の合併、会社分割、株式交換または株式移転に係わる契約または計画を承認する決議は、前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

## 第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(機関)

第 18 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第 21 条 取締役の解任に係る株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重大な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(監査等委員会規則)

第 27 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 34 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、配当金という。）を行う。
- ③ 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の配当金には利息をつけない。

附則 1. 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、施行日という。）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(沿革)

平成元年 6 月 29 日 一部改正  
平成 2 年 6 月 28 日 一部改正  
平成 6 年 6 月 29 日 一部改正  
平成 7 年 7 月 1 日 一部改正  
平成 8 年 6 月 27 日 一部改正  
平成 10 年 6 月 26 日 一部改正  
平成 14 年 6 月 25 日 一部改正  
平成 15 年 6 月 27 日 一部改正  
平成 16 年 6 月 29 日 一部改正  
平成 18 年 6 月 29 日 一部改正  
平成 21 年 6 月 26 日 一部改正  
平成 25 年 6 月 27 日 一部改正  
平成 27 年 6 月 25 日 一部改正  
平成 30 年 6 月 26 日 一部改正  
2021 年 6 月 24 日 一部改正  
2022 年 6 月 29 日 一部改定